

# D I S 通信サービス契約約款

第 14 版

平成 2 4 年 3 月 1 5 日

ダイワボウ情報システム株式会社

## 目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 約款の揭示	1
第4条 用語の定義	1
第2章 D I S通信サービスの種類	4
第4条の2 D I S通信サービスの種類	4
第3章 会員契約	5
第5条 会員契約の単位	5
第6条 会員契約申込みの方法	5
第7条 会員契約申込みの承諾	5
第8条 契約者回線の追加	5
第9条 D I S契約者の氏名等の変更の届出	5
第10条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止	6
第11条 D I S契約者の地位の承継	6
第12条 D I S契約者が行う会員契約の解除	6
第13条 当社が行う会員契約の解除	6
第14条 会員契約の終了	7
第4章 料金契約	8
第14条の2 契約の種別	8
第15条 料金契約の単位	8
第16条 料金契約申込みの方法	8
第17条 料金契約申込みの承諾	8
第18条 シングルサービスの最低利用期間	8
第18条の2 利用可能期間	8
第19条 D I S通信サービスの利用の一時中断	8
第20条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止	8
第21条 D I S契約者が行う料金契約の解除	9
第22条 当社が行う料金契約の解除	9
第23条 料金契約の終了	9
第5章 オプション機能	10
第23条の2 オプション機能の提供	10
第23条の3 D I S通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い	10
第23条の4 都度料金契約に係るオプション機能の取扱い	10
第6章 無線機器の利用	11
第24条 W i M A X機器登録の請求	11
第24条の2 ハイブリッド機器登録の請求	11
第24条の3 W i M A X機器登録の廃止	11
第25条 W i M A X機器への認証情報の書込み	12
第26条 無線機器に異常がある場合等の検査	12
第27条 無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	12
第28条 無線機器の電波法に基づく検査	12
第29条 削除	12

第30条	削除	12
第31条	削除	12
第32条	削除	12
第33条	削除	12
第7章	利用中止及び利用停止	13
第34条	利用中止	13
第35条	利用停止	13
第8章	通信	14
第36条	インターネット接続サービスの利用	14
第37条	通信の条件	14
第38条	通信利用の制限	14
第38条の2	同上	15
第9章	料金等	16
第1節	料金及び工事に関する費用	16
第39条	料金及び工事に関する費用	16
第2節	料金等の支払義務	16
第40条	基本使用料の支払義務	16
第41条	基本使用料の日割り	16
第41条の2	パケット通信料の支払義務	17
第41条の3	都度利用料の支払義務	17
第42条	契約解除料の支払義務	17
第42条の2	インターネット接続料の支払義務	17
第42条の3	ユニバーサルサービス料の支払義務	17
第43条	手続きに関する料金の支払義務	17
第43条の2	WiMAX機器追加料の支払義務	18
第43条の3	WiMAXファミ得パック利用料の支払義務	18
第44条	窓口支払手数料の支払義務	18
第45条	督促手数料の支払義務	18
第46条	工事費の支払義務	18
第3節	料金等の計算及び支払い	19
第47条	料金の計算方法等	19
第48条	料金等の支払い	19
第48条の2	料金等の支払い	20
第49条	料金の一括後払い	20
第50条	消費税相当額の加算	20
第51条	期限の利益喪失	20
第4節	預託金	20
第52条	預託金	20
第5節	割増金及び延滞利息	21
第53条	割増金	21
第54条	延滞利息	21
第6節	端数処理	21
第55条	端数処理	21
第10章	保守	22
第56条	当社の維持責任	22
第57条	DIS契約者の維持責任	22
第58条	DIS契約者の切分責任	22

第59条 修理又は復旧	22
第11章 損害賠償	23
第60条 責任の制限	23
第61条 免責	23
第12章 付随サービス	24
第62条 請求書の発行	24
第63条 支払証明書の発行	24
第64条 利用明細書の発行	24
第13章 雑則	25
第65条 承諾の限界	25
第65条の2 無線事業における利用の禁止	25
第66条 利用に係るD I S契約者の義務	25
第67条 他の電気通信事業者への通知	25
第68条 D I S契約者に係る情報の利用	25
第68条の2 海外サービスの利用	26
第69条 検査等のためのW i M A X機器の持込み	26
第70条 合意管轄裁判所	26
第71条 準拠法	26
料金表	27
第1表 D I S通信サービスに関する料金	27
第1 基本使用料	27
第2 パケット通信料	31
第3 都度利用料	31
第4 契約解除料	32
第5 インターネット接続料	32
第6 ユニバーサルサービス料	32
第7 手続きに関する料金	33
第8 W i M A X機器追加料	33
第9 W i M A Xファミ得パック利用料	33
第10 窓口支払手数料	33
第11 督促手数料	34
第2表 工事費	34
第3表 付随サービスに関する料金等	35
別表	36
別記	38
附則	39

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、このDIS通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）によりDIS通信サービスを提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

### (約款の掲示)

第3条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

### (用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、DIS通信サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるためのUQコミュニケーションズ株式会社（以下、「UQ」といいます。）の電気通信設備
9 WiMAX基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の28に定める条件に適合するUQの無線基地局設備
10 Wi-Fi基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の20に定める条件に適合するUQの無線基地局設備
11 CDMA基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の6の3、第49条の6の4及び第49条の6の5に

	定める条件に適合する無線基地局設備
12 ハイブリッド機器	WiMAX基地局設備及びCDMA基地局設備の双方と通信する機能を有する無線機器
13 WiMAX機器	WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器（ハイブリッド機器を除きます。）
14 Wi-Fi機器	Wi-Fi基地局設備と通信する機能を有する無線機器
15 DIS通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
16 DIS通信サービス	DIS通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備とDIS契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
17 契約者回線	無線基地局設備とDIS契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
18 WiMAX回線	WiMAX基地局設備とWiMAX機器又はハイブリッド機器との間に設定される契約者回線
19 CDMA回線	CDMA基地局設備とハイブリッド機器との間に設定される契約者回線
20 Wi-Fi回線	Wi-Fi基地局設備とWi-Fi機器との間に設定される契約者回線
21 サービス取扱所	(1) DIS通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりDIS通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
22 会員契約	この約款に基づき当社からDIS通信サービスの提供を受ける資格を得るための契約
23 料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
24 通常料金契約	都度料金契約以外の料金契約
25 都度料金契約	24時間を単位としてWiMAX回線の提供を受けるための料金契約
26 DIS契約者	当社と会員契約を締結している者
27 WiMAX機器情報	WiMAX機器又はハイブリッド機器ごとに定められている固有の番号
28 認証情報	DIS通信サービスの提供に際してDIS契約者を識別するための情報であって、WiMAX機器又はハイブリッド機器の認証に使用するもの
29 提供開始日	通常料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（DIS通信網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又はDIS契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。）
30 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
31 セッション	当社の電気通信設備において無線機器に係るIPアドレスの割り当てを維持している状態
32 パケット通信	送受信されたデータ量
33 パケット通信料	128バイトまでごとに1の課金パケットとして算出した

	通信料
34 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
35 DIS mobile パッケージ	DIS通信サービスにつき、当社所定の期間利用できる権利を、譲渡可能とするため書面等にしたもの
36 各クレジット会社	DIS通信サービスに係る料金債権を当社が債権譲渡する会社で、DIS契約者がDIS通信サービス料金の支払いに、利用する会社（各クレジット会社名は、別記5のとおりです）

## 第2章 D I S通信サービスの種類

(D I S通信サービスの種類)

第4条の2 D I S通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
シングルサービス	当社がW i M A X基地局設備とD I S契約者が指定する無線機器（その無線局の免許人が当社であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するD I S通信サービス ハイブリッドサービスからの変更できません。
ハイブリッドサービス	当社がW i M A X基地局設備又はC D M A基地局設備とD I S契約者が指定するハイブリッド機器（その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するD I S通信サービス シングルサービスからの変更はできません。

### 第3章 会員契約

#### (会員契約の単位)

第5条 当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合、D I S契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

#### (会員契約申込みの方法)

第6条 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのD I S通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（D I S通信網等を経由して、当社が定める契約事項をそのD I S通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

#### (会員契約申込みの承諾)

第7条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 会員契約の申込みをした者がD I S通信サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
- (3) 会員契約の申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。
- (4) 会員契約の申込みをした者が、第35条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、D I S通信サービスの利用を停止されたことがある又はD I S通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第65条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 第66条（利用に係るD I S契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

#### (契約者回線の追加)

第8条 D I S契約者は、新たに契約者回線（Wi-Fi回線を除きます。）の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

#### (D I S契約者の氏名等の変更の届出)

第9条 D I S契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかにD I S通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により届け出ていただきます。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

- 3 DIS契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がそのDIS契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にそのDIS契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
- 4 DIS契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定によりDIS契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第10条 DIS契約者が会員契約に基づいてDIS通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(DIS契約者の地位の承継)

- 第11条 相続又は法人の合併若しくは分割によりDIS契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、そのDIS通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
  - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
  - 4 DIS契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第9条(DIS契約者の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(DIS契約者が行う会員契約の解除)

第12条 DIS契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのDIS通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う会員契約の解除)

- 第13条 当社は、第35条(利用停止)の規定によりDIS通信サービスの利用を停止されたDIS契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、DIS契約者が第35条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、DIS通信サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、DIS契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
  - 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめDIS契約者にそのことを通知します。

(会員契約の終了)

第14条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

## 第4章 料金契約

(契約の種別)

第14条の2 料金契約には、次の種別があります。

D I S通信サービスの種類	料金契約の種別
シングルサービス	通常料金契約又は都度料金契約
ハイブリッドサービス	通常料金契約

(料金契約の単位)

第15条 当社は、1のW i M A X回線ごとに1の料金契約を締結します。

(料金契約申込みの方法)

第16条 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのD I S通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

(料金契約申込みの承諾)

第17条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第7条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(シングルサービスの最低利用期間)

第18条 シングルサービスに係る通常料金契約には、そのD I S提供開始日から起算して30日間の最低利用期間があります。

(利用可能期間)

第18条の2 D I S契約者は、都度料金契約に基づきW i M A X回線の利用を開始するときは、当社が別に定めるところにより、その利用を開始するための登録（以下「利用開始登録」といいます。）の請求を行っていただきます。

2 前項の場合において、D I S契約者は利用開始登録が完了した時刻から起算して24時間が経過した時刻までの期間（以下「利用可能期間」といいます。）において、そのW i M A X回線を利用できるものとします。この場合において、その期間の測定は当社の機器により行います。

(D I S通信サービスの利用の一時中断)

第19条 当社は、D I S契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係るD I S通信サービスの利用の一時中断（その請求のあったD I S通信サービス回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(料金契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第20条 D I S契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(D I S契約者が行う料金契約の解除)

第21条 D I S契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのD I S通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う料金契約の解除)

第22条 当社は、第35条(利用停止)の規定によりD I S通信サービスの利用を停止されたD I S契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、D I S契約者が第35条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、D I S通信サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、D I S契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめD I S契約者にそのことを通知します。

(料金契約の終了)

第23条 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

2 前項の規定によるほか、都度料金契約は、最後に利用可能期間が満了した日(利用開始登録を行ったことがない都度料金契約にあっては、その都度料金契約の申込みを承諾した日とします。)をもって終了するものとします。

## 第5章 オプション機能

### （オプション機能の提供）

第23条の2 当社は、DIS契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、DIS契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

### （DIS通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い）

第23条の3 当社は、DIS通信サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

### （都度料金契約に係るオプション機能の取扱い）

第23条の4 DIS契約者は、都度料金契約に係るオプション機能については、その利用可能期間内に限り利用することができます。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

## 第6章 無線機器の利用

### (WiMAX機器登録の請求)

第24条 D I S契約者は、シングルサービスに係る契約者回線にWiMAX機器（当社に付与された無線局の免許により運用することができるもの及びWiMAX回線に接続することができるもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、その契約者回線への接続に必要な情報の登録（以下「WiMAX機器登録」といいます。）の請求をしていただきます。

- 2 当社は、次のWiMAX機器について、前項の請求を拒むことができるものとします。
  - (1) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないもの。
  - (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するもの。
  - (3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたもの。
- 3 前項の規定によるほか、D I S契約者は、次のいずれかに該当するときは、その無線機器登録を行うことができません。
  - (1) 1の通常料金契約につきWiMAX機器登録の数が同時に4以上となるとき。
  - (2) 1の都度料金契約につきWiMAX機器登録の数が同時に2以上となるとき。
  - (3) そのWiMAX機器がいずれかのD I S通信サービスに係る契約に基づき、既に登録されているものであるとき（そのWiMAX機器登録を第三者が行っているときを含みます。）。

### (ハイブリッド機器登録の請求)

第24条の2 D I S契約者は、ハイブリッドサービスに係る契約者回線にハイブリッド機器（当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びにWiMAX回線及びCDMA回線の双方に接続することができるもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、その契約者回線への接続に必要な情報の登録（以下「ハイブリッド機器登録」といいます。）の請求をしていただきます。

- 2 当社は、次のハイブリッド機器について、前項の請求を拒むことができるものとします。
  - (1) その接続が技術基準等に適合しないもの。
  - (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するもの。
  - (3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたもの。
- 3 前項の規定によるほか、D I S契約者は、次のいずれかに該当するときは、そのハイブリッド機器登録を行うことができません。
  - (1) 1の通常料金契約につきハイブリッド機器登録の数が同時に2以上となるとき。
  - (2) そのハイブリッド機器がいずれかのD I S通信サービスに係る契約に基づき現に登録されているものであるとき（その登録を第三者が行っているときを含みます。）。

### (無線機器登録の廃止)

第24条の3 当社は、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録及びハイブリッド機器登録（以下総称して「無線機器登録」といいます。）を廃止します。

- (1) 会員契約の解除があったとき。
- (2) 料金契約の解除があったとき。
- (3) D I S契約者から廃止の請求があったとき（1の料金契約における全ての無線機器登録を廃止することとなるときを除きます。）。
- (4) その他当社が必要と判断したとき。

(WiMAX機器への認証情報の書込み)

第25条 当社は、WiMAX機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合であって、そのWiMAX機器にWiMAX基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、そのWiMAX機器への認証情報の書込みを行うものとします。

ただし、そのWiMAX機器がWiMAX基地局設備からの電波を受けることができない区域に在圏している場合その他当社の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りではありません。

(無線機器に異常がある場合等の検査)

第26条 当社は、無線機器登録されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、DIS契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、DIS契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 当社は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めます。

(無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第27条 DIS契約者は、無線機器登録されている無線機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、DIS契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 当社は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器登録の契約者回線への接続を取り止めます。

(無線機器の電波法に基づく検査)

第28条 前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第29条 無線機器削除

第30条 削除

第31条 削除

第32条 削除

第33条 削除

## 第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第34条 当社は、次の場合には、D I S通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第38条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりD I S通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのD I S契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第35条 当社は、D I S契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(D I S通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は料金回収会社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社がD I S契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間)、そのD I S通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。
- (2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (3) D I S通信サービスに係る契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (4) 第9条(D I S契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (5) D I S契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のD I S通信サービスに係る料金その他の債務又はD I S契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (6) D I S契約者がそのD I S通信サービス又は当社と契約を締結している他のD I S通信サービスの利用において第66条(利用に係るD I S契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めるとき。
- (7) 第26条(無線機器に異常がある場合等の検査)又は第29条(W i - F i 機器に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
- (8) 第27条(無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第28条(無線機器の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。
- (9) 第52条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。
- (10) 第65条の2(無線事業における利用の禁止)の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定によりD I S通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をそのD I S契約者に通知します。

ただし、前項第6号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## 第8章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第36条 D I S契約者は、インターネット接続サービス(D I S通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第37条 当社は、D I S通信サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 D I S通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 D I S通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 D I S契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のW i M A X機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

6 D I S契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のW i - F i機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

7 電波状況等により、D I S通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(通信利用の制限)

第38条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記2の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第38条の2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) WiMAX回線に係るパケット通信について、1の無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符号が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。
- (2) CDMA回線に係るパケット通信について、提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、そのCDMA回線を用いて行われた通信が提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他のCDMA回線に対する提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量が増加する時間帯において、そのCDMA回線に係る通信の帯域を制限すること。
- (3) CDMA回線からハイブリッド機器へのパケット通信について、1料金月における総情報量が5,368,709,120バイトを超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのCDMA回線からハイブリッド機器への通信の帯域を制限すること。

## 第9章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第39条 D I S通信サービスの料金は、料金表第1表(D I S通信サービスに関する料金)に規定する基本使用料、パケット通信料、都度利用料、契約解除料、インターネット接続料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、W i M A X機器追加料、W i M A Xファミ得パック利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。

2 D I S通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

### 第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第40条 D I S契約者は、その通常料金契約に係る提供開始日から起算して通常料金契約の解除があった日(以下「提供終了日」といいます。)の前日までの期間(提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する基本使用料(月額)の支払いを要します。

年額契約の場合は提供開始日から起算して1年間(365日、うるう年をまたぐ場合は366日)のD I S通信サービスの利用分について、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する基本使用料(年額)の支払いを要します。なお、1年間(365日、うるう年をまたぐ場合は366日)のサービス利用可能期間内に解約を希望された場合でも料金の返金はできません。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりD I S通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

(1) D I S契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(2) D I S契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、D I S契約者は、次の場合を除き、D I S通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
D I S契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線(通常料金契約に係るものに限ります。)を全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(基本使用料の日割り)

第41条 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

- (1) その通常料金契約に係る提供開始日又は提供終了日が料金月の起算日以外の日であったとき。
  - (2) その通常料金契約に係る提供開始日
  - (3) 料金月の起算日以外の日、基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。  
年額契約の契約期間中に基本使用料の額が増加又は減少した場合は、次回更新からの適用といたします。
  - (4) 第40条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
  - (5) 第47条（料金の計算方法等）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。
- 2 前項第3号から第4号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第40条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
  - 3 第1項第5号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（パケット通信料の支払義務）

第41条の2 DIS契約者は、その通常料金契約（料金表第1表第1（基本使用料）に規定する従量定額プランの適用を受けているものに限ります。）に係るパケット通信（そのDIS契約者以外の者が行ったものを含みます。以下同じとします。）について、料金表第1表第2（パケット通信料）に規定するパケット通信料の支払いを要します。

（都度利用料の支払義務）

第41条の3 DIS契約者は、その都度料金契約に基づいて利用開始登録を完了したときは、料金表第1表第3（都度利用料）に規定する都度利用料の支払いを要します。

- 2 DIS契約者は、利用可能期間において、DIS通信サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、その利用できなかった期間中の都度利用料の支払いを要します。

（契約解除料の支払義務）

第42条 DIS契約者は、シングルサービスにおいて、最低利用期間中に通常料金契約の解除があったときは、料金表第1表第4（契約解除料）に規定する契約解除料の支払いを要します。

（インターネット接続料の支払義務）

第42条の2 DIS契約者は、ハイブリッドサービスにおいて、その契約者回線とインターネット接続サービスに係る電気通信設備との間でパケット通信が行われた料金月について、料金表第1表第5（インターネット接続料）に規定するインターネット接続料の支払いを要します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第42条の3 DIS契約者は、料金月の末日が経過した時点でハイブリッドサービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第6（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

- 2 DIS契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第43条 DIS契約者は、DIS通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第7（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（WiMAX機器追加料の支払義務）

第43条の2 DIS契約者は、シングルサービスにおいて、1の通常料金契約に基づく、追加機器（1料金月内のいずれかの時点でWiMAX機器登録がなされていたWiMAX機器のうち、最初に登録されたWiMAX機器以外のものをいいます。以下同じとします。）の総数が1以上であったときは、料金表第1表第8（WiMAX機器追加料）に規定するWiMAX機器追加料の支払いを要します。

ただし、DIS契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態（その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

2 WiMAX機器追加料については、日割りは行いません。

（WiMAXファミ得パック利用料の支払義務）

第43条の3 DIS契約者は、別表に定めるWiMAXファミ得パックが適用された料金月について、料金表第1表第9（WiMAXファミ得パック利用料）に規定するWiMAXファミ得パック利用料の支払いを要します。

ただし、DIS契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態（その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

2 WiMAXファミ得パック利用料については、日割りは行いません。

（窓口支払手数料の支払義務）

第44条 DIS契約者は、当社が払込票（当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。）を発行したときは、料金表第1表第10（窓口支払手数料）に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

（督促手数料の支払義務）

第45条 DIS契約者は、当社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第1表第11（督促手数料）に規定する督促手数料の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第46条 DIS契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、D I S 契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

### 第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第47条 当社は、D I S 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、パケット通信料、インターネット接続料、ユニバーサルサービス料、W i M A X 機器追加料及びW i M A X ファミ得パック利用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 料金の計算は、料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。

(料金等の支払い)

第48条 D I S 契約者は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、当社が定める期日までに、次の方法により当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(1) クレジットカード (VISA、MASTER、JCB、AMEX が利用可能です)

(2) 預金口座振替 (金融機関との手続きが必要です)

(3) 請求書払い (審査の結果請求書払いをお受けできない場合があります)

- 2 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 当社は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票の発行あるいは指定銀行口座への振込依頼を行います。この場合において、D I S 契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用してお支払あるいは指定口座への振り込みを行っていただきます。

(1) 口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。

(2) 口座振替による料金等の引き落としが2回連続で完了しなかったとき。

(3) クレジットカード会社又は金融機関等によりD I S 契約者の指定したクレジットカード又は支払口座の利用が停止されたことを当社が知ったとき。

- 4 D I S 契約者は、都度料金契約に係る料金等について、その利用開始登録を行うごとに、当社が指定するクレジットカードにより支払っていただきます。

- 5 D I S 契約者は、クレジットカード支払いの場合の料金等の債権について、当社がソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社を通じて、各クレジット会社に譲渡することを承諾していただきます。

- 6 前項の譲渡に関して、D I S 契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。

(1) D I S 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各クレジット会社に提供すること。

(2) 各クレジット会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、各クレジット会社から当社へその旨の通知を受けること。

- 7 第5項の場合において、当社及び料金回収会社は、D I S 契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

※ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社の窓口等ではお支払いいただけませんのでご注意ください。

(債権の買い戻し)

第48条の2 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、各クレジット会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。

2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社および料金回収会社は、D I S契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(料金の一括後払い)

第49条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、D I S契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

第50条 この約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

(期限の利益喪失)

第51条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、D I S契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) D I S契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) D I S契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) D I S契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) D I S契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) D I S契約者の所在が不明であるとき。

(6) D I S契約者が預託金を預け入れないとき。

(7) その他D I S契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 D I S契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにD I S通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

3 D I S契約者は、本条第1項各号に定める事由のいずれかに該当した場合、当社はこの約款に基づく料金その他の債務の全てについて回収代行会社を通じて請求することがあること、ならびに、D I S契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各回収代行会社に提供すること、につきあらかじめ同意するものとします。

#### 第4節 預託金

(預託金)

第52条 D I S契約者は、次の場合には、D I S通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。

- (2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (3) 第35条(利用停止)第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される時。
- 2 預託金の額は、1料金契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、その会員契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
- 5 当社は、預託金を返還する場合に、DIS契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

#### 第5節 割増金及び延滞利息

##### (割増金)

第53条 DIS契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

##### (延滞利息)

第54条 DIS契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### 第6節 端数処理

##### (端数処理)

第55条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

## 第10章 保守

(当社の維持責任)

第56条 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

(DIS契約者の維持責任)

第57条 DIS契約者は、無線機器を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。  
2 前項の規定のほか、DIS契約者は、無線機器を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(DIS契約者の切分責任)

第58条 DIS契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

(修理又は復旧)

第59条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。  
ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

## 第11章 損害賠償

### (責任の制限)

第60条 当社は、通常料金契約に基づきD I S通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線（通常料金契約に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのD I S契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのD I S通信サービスに係る次の料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（パケット通信料）に規定する料金（その会員契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月における1通常料金契約当たりの1日平均のパケット通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第41条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、D I S通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

### (免責)

第61条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、D I S通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、D I S契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

3 当社は、都度料金契約に基づきD I S通信サービスを提供すべき場合において、その提供をしなかったときは、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

## 第12章 付随サービス

### (請求書の発行)

第62条 当社は、D I S契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書(D I S契約者が通常料金契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限り)を発行します。

2 D I S契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(付随サービスに関する料金等)に規定する手数料の支払いを要します。

3 D I S契約者は、第48条(料金等の支払い)の規定により通常料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定したときは、同時に第1項の請求を行ったものとみなして取り扱うことに同意していただきます。

### (支払証明書の発行)

第63条 当社は、D I S契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その支払証明書(そのD I S契約者に係る料金その他の債務が既に支払われた旨の証明書をいいます。以下同じとします。)を発行します。

2 D I S契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(付随サービスに関する料金等)に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

### (利用明細書の発行)

第64条 当社は、D I S契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その利用明細書(そのD I S契約者に係る料金の通知をいいます。以下同じとします。)を発行します。

2 D I S契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(付随サービスに関する料金等)に規定する手数料の支払いを要します。

## 第13章 雑則

### (承諾の限界)

第65条 当社は、DIS契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

### (無線事業における利用の禁止)

第65条の2 DIS契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業(事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。)の用に供してはならないものとします。

### (利用に係るDIS契約者の義務)

第66条 DIS契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でDIS通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記3に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 位置情報(無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 DIS契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

### (他の電気通信事業者への通知)

第67条 DIS契約者は、第12条(DIS契約者が行う会員契約の解除)、第13条(当社が行う会員契約の解除)又は第14条(会員契約の終了)の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が別に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報(DIS契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

### (DIS契約者に係る情報の利用)

第68条 当社は、DIS契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の

遂行上必要な範囲(D I S契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合があります。)で利用します。

なお、D I S通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(海外サービスの利用)

第68条の2 D I S契約者は、当社が別に定めるW i M A X機器を利用している場合であって、別記4に定める海外事業者がそのW i M A X機器について海外サービス(海外事業者がそのW i M A X機器との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスのうち、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)の提供に必要なM A Cアドレスの登録をあらかじめ当社からの通知に基づき完了しているときは、その海外事業者に対し、海外サービスの利用に係る申込みを行うことができます。

2 D I S契約者は、W i M A X機器登録がなされたW i M A X機器について、当社の定めた周期に基づき前項の海外事業者にそのM A Cアドレスを通知することにあらかじめ同意するものとします。

3 当社は、前項の通知の到達遅延又は不到達により生じた損害については、当社の故意又は重大な過失により生じたものを除き、その一切の責任を負わないものとします。

4 D I S契約者は、自己と海外事業者との間で締結した契約に基づき海外サービスを利用するものとし、当社は、海外サービスに関する一切の責任を負わないものとします。

(検査等のためのW i M A X機器の持込み)

第69条 D I S契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1) 第24条(W i M A X機器登録の請求)から第28条(無線機器の電波法に基づく検査)の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。

(2) その他当社が必要と認めるとき。

(合意管轄裁判所)

第70条 この約款に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第71条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

第1表 DIS通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第40条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用										
(1) 基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、DIS通信サービスの種類に応じて、次の料金種別があります。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">シングルサービス</td> <td>DiSMFlat</td> </tr> <tr> <td>DiSMFlat年間パスポート</td> </tr> <tr> <td>DiSMStep</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハイブリッドサービス</td> <td>DiSMFlatプラス</td> </tr> <tr> <td>DiSMFlatプラス（期間条件なし）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の料金種別	シングルサービス	DiSMFlat	DiSMFlat年間パスポート	DiSMStep	ハイブリッドサービス	DiSMFlatプラス	DiSMFlatプラス（期間条件なし）
	区 分	基本使用料の料金種別								
	シングルサービス	DiSMFlat								
		DiSMFlat年間パスポート								
		DiSMStep								
	ハイブリッドサービス	DiSMFlatプラス								
		DiSMFlatプラス（期間条件なし）								
	イ DIS契約者は、通常料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。（DiSMFlatと年額プランに関してはアカデミック版がございます）									
	ウ DIS契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。									
エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、次のとおり取り扱います ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。										
(ア) シングルサービスに係る基本使用料の料金種別の変更については、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。										
(イ) ハイブリッドサービスに係る基本使用料の料金種別の変更については、下表のとおりとします。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 DiSMFlatプラス（期間条件なし）からDiSMFlatプラスへ変更したとき。</td> <td>その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 DiSMFlatプラスからDi</td> <td>その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適用開始日	1 DiSMFlatプラス（期間条件なし）からDiSMFlatプラスへ変更したとき。	その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。	2 DiSMFlatプラスからDi	その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から				
区 分	適用開始日									
1 DiSMFlatプラス（期間条件なし）からDiSMFlatプラスへ変更したとき。	その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。									
2 DiSMFlatプラスからDi	その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から									

	<p>SM Flat プラス（期間条件なし）へ変更したとき。</p> <p>変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、（3）に定める更新月にその変更の申込みがあったときは、その更新月の初日から適用します。</p>							
<p>（2）DiSM Flat 年間パスポートの取り扱い</p>	<p>ア DiSM Flat 年間パスポートは、その適用を開始した日（イの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）を含む料金月から起算して12料金月が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。</p> <p>イ 当社は、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日にDiSM Flat 年間パスポートを更新して適用します。</p> <p>ウ DIS契約者は、DiSM Flat 年間パスポートの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定める年間パスポート解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>（ア）年間パスポート解除料</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="624 1200 1347 1509"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間パスポート解除料 （適用開始日から12ヶ月以内）</td> <td>9,500円（9,975円）</td> </tr> <tr> <td>年間パスポート解除料 （適用開始日から13ヶ月以降）</td> <td>5,000円（5,250円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2011年5月31日までの申込の場合は5,250円（税込）となります。</p> <p>（イ）適用除外要件</p> <p>①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。 ②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。</p> <p>エ DIS契約者は、通常料金契約の解除に伴って年間パスポート解除料が発生した場合は、第42条（契約解除料の支払義務）の規定にかかわらず、その契約解除料の支払いを要しません。</p>	区 分	料金額	税抜額（税込額）	年間パスポート解除料 （適用開始日から12ヶ月以内）	9,500円（9,975円）	年間パスポート解除料 （適用開始日から13ヶ月以降）	5,000円（5,250円）
区 分	料金額							
	税抜額（税込額）							
年間パスポート解除料 （適用開始日から12ヶ月以内）	9,500円（9,975円）							
年間パスポート解除料 （適用開始日から13ヶ月以降）	5,000円（5,250円）							
<p>（3）DiSM Flat プラスの取扱い</p>	<p>ア DiSM Flat プラスは、その適用を開始した日（イの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）を含む料金月から起算して24料金月が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」と</p>							

	<p>いいます。)の末日をもって適用期間が満了します。</p> <p>イ 当社は、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月(以下この欄において「更新月」といいます。)の初日にDiSM Flat プラスを更新して適用します。</p> <p>ウ DIS契約者は、DiSM Flat プラスの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、(ア)に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、(イ)に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) プラン解除料</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>9,500円(9,975円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 適用除外要件</p> <p>①更新月に契約の解除があったとき。</p> <p>②更新月に料金種別の変更があったとき。</p> <p>エ 当社は、DiSM Flat プラスの適用を受けている通常料金契約について、更新月に契約の解除があったときは、更新月の初日に料金種別をDiSM Flat プラス(期間条件なし)へ変更したものとみなして基本使用料を適用します。</p> <p>オ DISM Flat プラス(期間制限なし)を適用する場合、上記のプラン解除料についての定めは適用されません。</p>	区 分	料金額	税抜額(税込額)	プラン解除料	9,500円(9,975円)
区 分	料金額					
	税抜額(税込額)					
プラン解除料	9,500円(9,975円)					

注)アカデミック版の対象となるのは、以下のいずれかに該当することが条件です。

(1)学校教育法及びその他の法令の定めに従い設立された学校及びその他の教育施設のうち、当社が別途指定する機関(高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(短期大学及び大学院を含む)、高等専門学校、専修学校、及び各種学校並びに省庁大学校のうちから指定することとし、以下「指定機関」といいます)のなかで指定機関に通学する学生(各校則・学則などで定められた手続きを経て入学した正規の学生をいい、科目履修生、聴講生等を除きます。)

(2) 指定機関の教職員

(3) 指定機関

アカデミック版のお申し込み時には、上記学校に所属する証明書と申請書を5営業日以内に提出頂く必要があります。5営業日以内に提出がない場合はDiSM Flat もしくはDiSM Flat 年間パスポートに切り替えさせていただきます。

アカデミック版は1の会員契約および料金契約につき、1の契約者回線に限ります。

アカデミック版の料金契約の有効期間は最大12ヶ月となります。更新はできません。

アカデミック版の申し込み受付は平成22年9月30日までとなります。

注)年額プランの申し込み受付は平成22年11月15日までとなります。

## 2 料金額

### 2-1 シングルサービスに係るもの

1 料金契約ごとに月額

区 分	料金額 税抜額(税込額)	最低利用期間
基本使用料 (D i S M F l a t)	4,267円 (4,480円) アカデミック版 3,315円 (3,480円)	課金開始日から30日間(※) ※課金開始日当日を含みます。 ※最低利用期間内にご解約された場合は、2,100円(税込)の契約解除料が発生します。
基本使用料 (年額プラン)	47,429円 (49,800円) アカデミック版 39,620円 (41,600円)	課金開始日から1年間(365日、うるう年をまたぐ場合は366日)の契約となります。 1年間のサービス利用可能期間内に解約を希望された場合でも料金の返金はできません。 1年後については事前に契約更新の有無を確認させていただき電話あるいはメールを送ります。
基本使用料 (D i S M S t e p)	362円 (380円)	課金開始日から30日間(※) ※課金開始日当日を含みます。 ※最低利用期間内にご解約された場合は、2,100円(税込)の契約解除料が発生します。
基本使用料 (D i S M F l a t 年間パスポート)	3,696円/月 (3,880円)	課金開始日から12ヶ月間の契約となります。

注)月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料は、ご利用日数分の日割額となります。

D i S M F l a tにおける日割計算の方法は1日147円(税込)にご利用日数を掛けた金額になります。(アカデミック版の場合は1日116円(税込)になります。)

D i S M S t e pにおける日割計算の方法は1日12円(税込)にご利用日数を掛けた金額になります

D i S M F l a t 年間パスポートにおける日割計算の方法は1日129円(税込)にご利用日数を掛けた金額になります

### 2-2 ハイブリッドサービスに係るもの

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額	
	税抜額(税込額)	
基本使用料	D I S M F l a t プラス	5,200円(5,460円)
	D I S M F l a t プラス(期間条件なし)	6,200円(6,510円)

注)月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料は、ご利用日数分の日割額となります。

D i S M F l a t プラスにおける日割計算の方法は1日 181円(税込)にご利用日数を掛けた金額となります。(期間条件なしの場合は1日 216円(税込)となります。)

## 第2 パケット通信料

### 1 適用

パケット通信料の適用については、第41条の2(パケット通信料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用						
(1)パケット通信料の算定	<p>ア パケット通信料は、通常料金契約ごとに、1料金月におけるパケット通信の総情報量(各セッションの設定から切断までの間に測定した情報量(W i M A X機器又はインターネットに到達しなかったものを含みます。))の合計とします。)について、128バイトまでごとに1の課金パケットとして算出します。</p> <p>イ パケット通信に係る情報量は、W i M A X基地局設備とインターネットとの間に設置した当社の機器により単位測定時間(セッションの設定時刻から当社が別に定める間隔ごとに区切った各時間をいいます。以下同じとします。)ごとに集計します。</p> <p>ウ 単位測定時間の開始時刻と終了時刻とが異なる料金月に属する場合は、その単位測定時間の情報量(D i S M F l a t又はD i S M F l a t年間パスポートが適用される料金月のパケット通信に係るものを含みます。)を終了時刻が属する料金月の情報量とみなして取り扱います。</p> <p>エ ウの規定は、機器の故障等により2以上の連続する単位測定時間の情報量を区別することができなかつた場合には、それらを合わせて1の単位測定時間とみなして適用します。</p> <p>オ D I S契約者は、通常料金契約ごとの1料金月の課金パケット数のうち、9,050課金パケットまでの部分については、そのパケット通信料の支払いを要しません。</p>					
(2)上限額の適用	<p>D I S契約者は、通常料金契約ごとに、(1)の規定により算出した1料金月のパケット通信料の額が次表の上限額を超える場合は、その超えた額の支払いを要しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額</td> <td>4,381円(4,600円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額	税抜額(税込額)	上限額	4,381円(4,600円)
区 分	料金額					
	税抜額(税込額)					
上限額	4,381円(4,600円)					
(3)正しく算定できなかった場合の取扱い	<p>D I S契約者は、パケット通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、通常料金契約ごとに、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日)を含</p>					

	<p>む料金月の前12料金月の各料金月における1通常料金契約当たりの1日平均のポケット通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1通常料金契約当たりの1日平均のポケット通信料に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
--	---

## 2 料金額

1 課金パッケージごとに

区 分	料金額
	税抜額 (税込額)
ポケット通信料	0.04円 (0.042円)

## 第3 都度利用料

1 利用開始登録ごとに

区 分	料金額
	税抜額 (税込額)
都度利用料	572円 (600円)

## 第4 契約解除料

1 料金契約ごとに

区 分	料金額
	税抜額 (税込額)
契約解除料 (申込の承諾後30日以内の解除の場合のみ)	2,000円 (2,100円)

## 第5 インターネット接続料

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額 (税込額)
インターネット接続料	500円 (525円)

## 第6 ユニバーサルサービス料

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額 (税込額)
ユニバーサルサービス料	5円 (5.25円)

## 第7 手続きに関する料金

### 1 適用

手続きに関する料金の適用については、第43条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用				
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録料</td> <td>通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	登録料
区 分	内 容			
登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金			

### 2 料金額

区 分	単 位	料金額
		税抜額（税込額）
登録料	1 料金契約ごとに	
(1) シングルサービスに係るもの		2,700円（2,835円）
(2) ハイブリッドサービスに係るもの		3,000円（3,150円）
WiMAX機器登録料	1 登録ごとに	100円（105円）

## 第8 WiMAX機器追加料

区 分	1 追加機器ごとに月額
	料金額
	税抜額（税込額）
WiMAX機器追加料	191円（200円）

## 第9 WiMAXファミ得パック利用料

区 分	1 通常料金契約ごとに月額
	料金額
	税抜額（税込額）
WiMAXファミ得パック利用料	2,171円（2,279円）

## 第10 窓口支払手数料

### 1 適用

窓口支払手数料の適用については、第44条（窓口支払手数料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

窓口支払手数料の適用	
(1) 適用除外	第48条（料金等の支払い）第3項第1号による払込票の発行については、2回まで窓口支払手数料の支払いを要しません。

### 2 料金額

払込票1通ごとに

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
窓口支払手数料	150円（157円）

第11 督促手数料

1支払督促ごとに

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
督促手数料	300円（315円）

第2表 工事費

区 分	料金額
工事費	別に算定する実費

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 請求書の発行手数料

発行1回ごとに

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
請求書の発行手数料	100円（105円）

第2 支払証明書の発行手数料

発行1回ごとに

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
支払証明書の発行手数料	400円（420円）

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の発行手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第3 利用明細書の発行手数料

発行1回ごとに

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
利用明細書の発行手数料	100円（105円）

別表 オプション機能

種 類	提 供 条 件
W i - F i 通 信 機 能	<p data-bbox="582 344 1347 450">W i - F i 基 地 局 設 備 と D I S 契 約 者 が 指 定 す る W i - F i 機 器 と の 間 に お い て 通 信 を 行 う こ と が で き る よ う に す る 機 能 を い い ます。</p> <p data-bbox="582 456 612 524">備 考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="655 456 1299 490">(1) 本機能は、シングルサービスに限り提供します。</li> <li data-bbox="655 497 1347 636">(2) 本機能に係る通信プロトコルは、IEEE802.11a、IEEE802.11b又はIEEE802.11gのいずれかに準拠するものとし、当社がW i - F i 基地局設備ごとに定めるものとします。</li> <li data-bbox="655 642 1347 786">(3) 当社は、本機能の利用の請求を承諾したときは、D I S 契 約 者 に W i - F i 認 証 I D ( 本 機 能 を 利 用 す る D I S 契 約 者 を 識 別 す る た め の 英 字 、 数 字 及 び 記 号 の 組 み 合 わ せ を い い ます 。 以 下 同 じ と し ます 。 ) を 付 与 し ます 。</li> <li data-bbox="655 792 1347 969">(4) D I S 契 約 者 は 、 自 ら の 責 任 に お い て 、 W i - F i パ ス ワ ー ド ( 当 社 が W i - F i 認 証 I D と 組 み 合 わ せ て そ の D I S 契 約 者 を 認 証 す る た め の 英 字 及 び 数 字 の 組 み 合 わ せ を い い ます 。 以 下 同 じ と し ます 。 ) を 設 定 し て い た だ き ます 。</li> <li data-bbox="655 976 1347 1153">(5) D I S 契 約 者 は 、 W i - F i 認 証 I D 及 び W i - F i パ ス ワ ー ド に つ い て 、 善 良 な 管 理 者 の 注 意 を も っ て 管 理 す る も の と し 、 そ の 不 正 使 用 が 想 定 さ れ る 事 態 を 認 識 し た と き は 、 そ の こ と を 速 や か に D I S 通 信 サ ー ビ ス の 契 約 事 務 を 行 う サ ー ビ ス 取 扱 所 に 届 け 出 て い た だ き ます 。</li> <li data-bbox="655 1160 1347 1265">(6) 当社は、W i - F i 認 証 I D 及 び W i - F i パ ス ワ ー ド の 漏 え い が 想 定 さ れ る 事 態 を 発 見 し た と き は 、 事 前 の 通 知 な く 、 本 機 能 の 利 用 を 停 止 で き る も の と し ます 。</li> <li data-bbox="655 1272 1347 1415">(7) 当社は、W i - F i 回 線 に お い て 、 E S S I D 及 び W E P キ ー を 利 用 し て セ キ ュ リ テ ィ を 確 保 し ます 。 た だ し 、 こ れ に よ り セ キ ュ リ テ ィ を 完 全 に 確 保 す る こ と を 当 社 が 保 証 す る も の で は あ り ませ ん 。</li> <li data-bbox="655 1422 1347 1749">(8) D I S 契 約 者 は 、 株 式 会 社 ワ イ ヤ ・ ア ン ド ・ ワ イ ヤ レ ス ( 以 下 「 W i - F i 提 携 事 業 者 」 と い い ます 。 ) が 公 衆 無 線 L A N サ ー ビ ス 契 約 約 款 に 基 づ き 提 供 す る D I S M W i - F i ワ イ ド サ ー ビ ス の 認 証 に 際 し て 、 D I S 契 約 者 が W i - F i 提 携 事 業 者 に 提 示 し た W i - F i 認 証 I D 及 び W i - F i パ ス ワ ー ド の 有 効 性 に つ い て 、 W i - F i 提 携 事 業 者 か ら 当 社 へ 確 認 を 求 め ら れ た 場 合 に 、 当 社 が そ の 結 果 を W i - F i 提 携 事 業 者 へ 通 知 す る こ と に あ ら か じ め 同 意 し て い た だ き ます 。</li> <li data-bbox="655 1756 1347 1899">(9) 当社は、本機能の提供及び(8)の通知に関連して生じた損害については、当社の故意又は重大な過失により生じたものを除き、一切の責任を負わないものとします。</li> <li data-bbox="655 1906 1347 1973">(10) W i M A X フ ァ ミ 得 パ ッ ク の 適 用 を 受 け て い る 通 常 料 金 契 約 に つ い て は 、 同 時 に 2 の W i - F i 機 器 に W i</li> </ul>

		<p>ー F i 回線を設定して通信を行うことができます。</p> <p>( 1 1 ) 当社は、本機能の提供にあたって、当社が定めるソフトウェア又は通信プロトコルに係る通信等を制限する措置を執ることがあります。</p> <p>( 1 2 ) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
2 WiMAXファミ 得パック		1の通常料金契約において同時に2のWiMAX機器にWiMAX回線を設定して通信を行うことができるようにする機能をいいます。
	備 考	<p>( 1 ) 本機能は、シングルサービス（通常料金契約に基づき提供しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>( 2 ) D I S 契約者は、当社が業として行われるものと認める態様により、本機能を利用して1の通常料金契約に基づき2以上の異なる者へWiMAX回線を提供してはならないものとします。</p> <p>( 3 ) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

## 別記

### 1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	—

### 2 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

### 3 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

4 海外サービスを提供する海外事業者

海外事業者
クリアーワイヤレス LLC (Clear Wireless LLC)

5 各クレジット会社

各クレジット会社
1 株式会社ジェシービー(以下JCBといいます。)又は同社の提携する会社若しくは組織が、JCBの定めるところにより発行するクレジットカード
2 ビザ・ジャパン協会に加盟する会社又は組織が、VISA International Service Association(以下VISAといいます。)の定めるところにより発行するクレジットカード
3 オムニカード協会に加盟する会社又は組織が、Master Card International Incorporated(以下マスターカードといいます。)の定めるところにより発行するクレジットカード
4 ユーシーカード株式会社又は同社の提携する会社若しくは組織が、VISA又はマスターカードの定めるところにより発行するクレジットカード
7 Diners Club International Limited (以下ダイナースといいます。)に加盟する会社又は組織が、ダイナースの定めるところにより発行するクレジットカード
8 American Express International Incorporated (以下AMEXといいます。)又は同社がその決済を代行する会社若しくは組織が、AMEXの定めるところにより国内で発行するクレジットカード
9 株式会社クレディセゾン又は同社がその決済を代行する会社若しくは組織が、VISA又はマスターカードの定めるところにより発行するクレジットカード

附 則

(実施時期)

- この約款は、平成21年6月18日から実施します。  
ただし、DIS通信サービスの提供については、平成21年7月1日からとします。

(経過措置)

- この約款実施の日から平成21年6月30日までの間におけるDIS通信サービスの基本使用料については、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- この約款実施の日から平成21年6月30日までの間に、料金契約の申込みをしたときは、この約款の規定にかかわらず、登録料の支払いを要しません。
- この約款実施の日から平成21年6月30日までの間に料金契約の解除があったときは、この約款の規定にかかわらず、契約解除料の支払いを要しません。
- 請求書及び支払証明書については、この約款実施の日から平成21年6月30日までの間、この約款の規定にかかわらず、その発行を受けることができません。
- この約款実施の日から平成21年6月30日までの間にDIS契約者の地位の承継に係る届出があったときは、この約款の規定にかかわらず、その会員契約及び料金契約が終了するものとします。
- この約款実施の日から当社が別に定める日までの間の会員契約及び料金契約の申込みについては、この約款の規定にかかわらず、料金その他の債務の支払方法として、申込者本人のクレジットカードが指定された場合に限り、その受付を行うものとします。

8 DIS mobile パッケージの利用にかかる登録料および基本使用料は、この限りではなく、別途当社が定めるところに従うものとします。

附 則 (09-D I S W 推-001号)

この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

附 則 (09-D I S W 推-002号)

この改正規定(第3版)は、平成21年10月16日から実施します。

附 則 (09-D I S W 推-003号)

この改正規定(第4版)は、平成21年12月18日から実施します。

附 則 (09-D I S W 推-004号)

この改正規定(第5版)は、平成22年4月1日から実施します。

附 則 (09-D I S W 推-005号)

この改正規定(第6版)は、平成22年4月20日から実施します。

附 則 (09-D I S W 推-006号)

この改正規定(第7版)は、平成22年7月1日から実施します。

附 則 (09-D I S W 推-007号)

この改正規定(第8版)は、平成23年1月1日から実施します。

附 則 (09-D I S W 推-008号)

この改正規定(第9版)は、平成23年3月1日から実施します。

附 則 (09-D I S W 推-009号)

この改正規定(第10版)は、平成23年6月1日から実施します。

附 則 (09-D I S W 推-010号)

この改正規定(第11版)は、平成23年6月30日から実施します。

(無線事業における利用に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供を受けているWiMAX回線であって、無線事業の用に供されているものについては、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおり取り扱います。

附 則 (09-D I S W 推-011号)

この改正規定(第12版)は、平成23年12月1日から実施します。

附 則 (09-D I S W 推-012号)

この改正規定(第13版)は、平成24年2月1日から実施します。

附 則 (09-D I S W 推-013号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年3月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。